

弥富市「障がい」の表記の使用に関する指針

第1 趣旨

この指針は、障がい者の人権尊重の理念に基づき、「障がい」の表記の使用について必要な事項を定める。

第2 表記の実施

1 「障がい」のひらがな表記を使用する範囲

次に掲げる文書、看板等を新たに作成・更新する場合に「障がい」を用いるものとする。なお、本市の責任において作成するものに限る。

- (1) 広報、ホームページ、イベント・啓発等チラシ、パンフレット、計画等冊子、会議資料、説明資料
- (2) 公文書（案内等の法的効力を伴わない一般的な文書、内部文書）
- (3) 施設等の看板、案内板等

◎次に該当するものについては、適用除外とする。

- (1) 国又は県が定めた法律及び条例等の名称及び引用文
 - ・ 障害者基本法
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - ・ 身体障害者福祉法 等
- (2) 本市以外が作成したもの
 - ・ 国や県が定めた申請書・届出書等の様式
 - ・ パンフレット 等
- (3) 本市の執行機関ではない団体・施設名等の固有名詞
 - ・ 国立障害者リハビリテーションセンター
 - ・ 愛知県聴覚障害者協会
 - ・ 弥富市身体障害者福祉会 等
- (4) 人の状態を示すものではないもの
 - ・ 障害物
 - ・ 交通障害
 - ・ 電波障害 等
- (5) 医学用語・学術用語等の専門用語
 - ・ 健康障害、肝機能障害 等
- (6) その他漢字使用が適当と認められるもの

2 「障害」表記を使用する範囲

- (1) 例規文書（法令・条例・規則等）
- (2) 例規文書で様式が定められている申請書、決定通知書等
- (3) 予算書・決算書等
- (4) その他変更すると事務等に支障をきたすもの

第3 実施上の留意点

誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、条件が整い次第速やかに表記を更新することとする。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。